

令和5年8月4日

保護者各位

ちべん保育園

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の登園について

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から5類感染症に移行され、感染時の行動制限などが見なされることになりました。しかし、コロナウイルス感染症の感染は拡大をしており、引き続き注意が必要な状態です。

新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、保育園において感染拡大を防ぐため、下記の通りの対応をいたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

記

○新型コロナウイルス感染症と診断された場合

1. 新型コロナウイルス感染症と診断されたら、保育園へ連絡をお願いします。
2. 新型コロナウイルス感染症の場合、以下の条件を満たさなければ登園できません。

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること

3. 登園を再開される日に「登園届」を園に提出してください。

* 「登園届」は保育園の正面玄関の書類ケースに入っています。

		発症後、最低5日間は登園できません							
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○		○	1日目				登園可能		
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○							○	1日目	登園可能
		症状が軽快した後1日を経過するまでは登園できません							

○濃厚接触者について（補足）

これまで、濃厚接触者となった園児は、「陽性者と最後に接触があった日の翌日から5日間」は登園不可でしたが、令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、登園可能となります。

ただし、体調には十分注意し、少しでも普段と異なる症状がある場合は、登園を控えて様子を見るようにしてください。